

漢代和蕃公主考

—「和親」との関係を中心に—

佐々木 満実

はじめに

表題の和蕃公主とは、周辺諸国を懐柔する為に中原王朝から政略的に降嫁された皇女のことを言う⁽¹⁾。その政策は漢の高祖の頃より始まったとされ、後漢で一時途絶えたが、五胡十六国時代にまた興り、次の隋唐時代に最も盛んに行われた。

その為か和蕃公主に関する研究は隋唐期のものが多く、先学の優れた研究も隋唐和蕃公主に重きが置かれている。これらの研究において漢代和蕃公主は、隋唐期に花開く和蕃公主政策の前段階的な意味しか与えられておらず、寧ろ漢に優位する匈奴の要求のままに差し出された人身御供的なものとして理解⁽²⁾されている。和蕃公主政策の濫觴とされながらも、その歴史の意味については十分に論じられることがなかったのである。

そもそも和蕃公主という名称は、中唐期以降に成立したものであり、そこには婚姻によって蕃国を撫和するという、唐の対外政策のあり方が如実に反映されていると考えられる。唐と漢との国際関係を同様のものとして捉えることは出来ず、それ故、唐代の和蕃公主という概念を安易に漢代にまで持ち込んで論ずることは慎むべきと言えよう。しかし、唐以降では和蕃公主を単に周辺諸国との通婚と捉える傾向が強く、この言葉を漢代にまで遡って使用することが通例化してい

る。和蕃公主という言葉が持つ歴史的特殊性や、漢と唐との通婚政策の相違などは考察すべき重要な問題ではあるが、本稿もこうした通例に従い、和蕃公主を「周辺諸国に政略的に出嫁された女性」と定義し、漢代に匈奴や烏孫に出嫁された女性達を指して和蕃公主と呼ぶことにしたい。そして、彼女達が国際関係に果たした政治的役割について究明することが本稿の目的である。

漢代和蕃公主において注目すべきは、それが匈奴との「和親」の際に多く行われたという事実である。和蕃公主と「和親」との関係については従来あまり論じられることがなかったが、本稿では両者の関係性に焦点を置き、新たな角度から漢代和蕃公主を考察していきたいと思う。関連の史料は非常に限られており、本稿もこれらの史料を利用した先行研究に多くを負うものであるが、より詳しく考察することによって、若干の新しい事例や従来注目されなかった事実を補足することが出来るのではないだろうか。その際、漢代を考察の対象としながらも、前述のように後漢期には和蕃公主の事例が見られない為、考察範囲が自ずと前漢期に限定されてしまっていることを予め断っておきたい。

一、国内外における先行研究について

国内における研究を概観すると、漢代和蕃公主を単独で扱ったものではなく、藤野月子が漢唐間の和蕃公主を総括的に論じているのみである。⁽⁴⁾ 藤野は、漢初の和蕃公主が人質であったとする従来の立場を取りつつも、漢の勢力拡大を背景に、漢が周辺諸国へ女性を賜与するという恩寵的性格のものへと変質していったとして、その時代的な変遷を指摘している。しかし、藤野の主眼はあくまで隋唐和蕃公主に置かれており、その施策の「北方的」要因を主張するにあたっては、漢代和蕃公主の意味は殆ど考慮されておらず、漢代和蕃公主だけが時代の流れから切り離されて論じられているかのような印象を受けざるを得ない。⁽⁵⁾ このように、既に藤野によって漢代和蕃公主の事例は総括的に論じられてはいるものの、そこで

取り上げられている事例の多くは従来の通説の域を出ておらず、未だ研究の余地が残されているかのように思われるのである。

一方、国外の研究に目を遣ると、漢代和蕃公主を扱った研究は日本よりも多く、烏孫公主や王昭君など、個別の事例を対象とした研究も広く行われている。しかし、これらの研究において和蕃公主は、「和親」と同義のものとして扱われることが多く、「和親」とは二つの相異なる民族政権間、或いは同一民族内の相異なる政権間で行われる婚姻のことと理解され、和親≡民族政治婚姻とするのが通説となっている⁽⁶⁾。

これに対して葛亮は、漢代「和親」とは、二つの対立する民族が戦争を停止し、仇怨を放棄し、和平や友好関係を構築する為の正式な条約交渉のことであり、漢代「和親」に民族政治婚姻の含意は無く、寧ろ和蕃公主の出嫁は兄弟約の締結と共に政治賠償の一つであったとする新たな見解を提示した。また氏は、「和親」を民族政治婚姻とする認識は、北朝系の隋唐において新たに付加されたものであり、それが漢代「和親」と混同された為に、歴史理解の混乱が生じたとも指摘する⁽⁷⁾。

「和親」という言葉の時代的変遷を考察し、隋唐期に定着した和親≡民族政治婚姻という認識が、それ以前の「和親」の歴史理解を妨げているとする氏の見解は、従来の「和親」研究に一石を投じるものであり、非常に意義深いものである。しかし、民族間に戦争・仇怨のない状態での「和親」はあり得ないとする氏の見解については劉戈・郭平梁の批判もあり、改めて検討してみる必要があるだろう。また、政治婚姻である和蕃公主の出嫁を漢代「和親」と完全に切り離し、それを政治賠償の一つであったとする見解についても、今一度考察してみる必要があるのではないだろうか。思うに、それ以前の「和親」に政治婚姻との関連が少なからずあったからこそ、隋唐期に「和親」という言葉に民族政治婚姻の意味が付加されたのだろう。

このように、「和親」を如何に理解するかによって、和蕃公主の理解も自ずと異なってくる。そこで、今一度国内にお

ける研究に目を遣ると、管見の及ぶ限り「和親」という独立した分野での研究は無く、その多くは和蕃公主研究に付随する形か、対匈奴研究の一環として行われている。前者の研究において、「和親」は和蕃公主の出嫁と同義とされるか、⁹⁾明確な定義付けをされていないかのいずれかであり、後者においては「和親」そのものよりも、和親政策が行われた状況や結果、歴史的作作用のみが重視されていると言える。¹⁰⁾国内における研究は「和親」を正面から扱うことが無く、国外の研究は「和親」に婚姻が伴うか否かが議論の中心とされてきたのである。

これらの先行研究を確認した上で、本稿において考察すべき問題を挙げると以下のようになる。まずは、漢代和蕃公主の政治的意味についてである。和蕃公主が出嫁された状況や目的、その外交的効用は果たして如何なるものであったのか。また、漢は次第に国力を増し、武帝期を境に漢と匈奴との勢力関係は一変することになるが、その変化は和蕃公主に如何なる影響を与えたのであろうか。そしてもう一方の問題は、和蕃公主と「和親」との関係である。「和親」とは如何なるもので、和蕃公主とは如何なる関係にあったのか。また、「和親」が国際関係に果たしたであろう役割も考察すべき重要な問題である。

以上のような問題意識のもと、次節以下では漢代の和蕃公主と「和親」の事例について、多少煩瑣にわたるが、詳しく検討してみたいと思う。これらの作業を通じて、当時の国際関係における和蕃公主と「和親」との役割を再考するとともに、和蕃公主という切り口から、漢と周辺諸国との関係について新たな光を当てることが出来れば幸いである。

二、武帝期以前の和蕃公主と「和親」の事例について

(一) 高祖期(前二〇二年～前一九五年)

多くの研究が和蕃公主政策の濫觴を高祖期に求めるが、漢から匈奴に送られた和蕃公主において特異なのは、その出嫁に先立って両国に「和親」関係が築かれているという点である。周辺諸国との約定を含む対外的な「和親」が初めて成立したのは、高祖劉邦の時であったと考えられるが、それは平城の戦いで匈奴に敗れた漢が、劉敬を使者として冒頓単于に和睦を請うたものであり、『史記』卷一百十匈奴列伝に

而して冒頓遂に兵を引き去る。漢も亦た兵を引き去りて罷め、劉敬をして和親の約を結ばしむ。

とある。ちなみに、高祖が平城の包圍から脱出したのは、本紀によれば七年（前二〇〇年）二月のことであるが、この「和親」が結ばれた具体的な時期については明記されていない。¹² 何れにせよ、この「和親」は平城の敗戦の後に結ばれた和平交渉であり、後文に

是の後韓王信匈奴の將と為り、及び趙利・王黃等數約しばしばに倍き、代・雲中に侵盜す。

とあって、韓信等が「倍約」して代や鴈門、雲中を侵盜したとあることから、その「和親約」の内容は領土の不可侵に関するものであったのだろう。さらに後文には

是の時匈奴漢將の衆く往きて降るを以て、故に冒頓常に往来して代の地に侵盜す。是に於いて漢之を患ひ、高帝乃ち劉敬をして宗室の女公主を奉じて単于の闕氏（匈奴の后妃。以下、引用文の括弧内は引用者による説明）と為さしめ、歳ごとに匈奴に絮繒酒米食物各有數を奉じ、約して昆弟と為りて以て和親す。冒頓乃ち少し止む。

とあり、「和親」に際して和蕃公主の出嫁と兄弟約の締結が行われていることが窺える。平城の敗戦によって匈奴の強大な軍事力を知ることになった漢は、武力による強硬策から「和親」による妥協策へと切り替えを迫られる訳であるが、その際利用されたのが和蕃公主の出嫁であった。この和蕃公主の出嫁は、劉敬の建策によるものとされており、『史記』卷九十九劉敬列伝に

陛下誠に能く適長公主を以て之（単于）に妻し、厚く之に奉遺せば、彼漢の適女の送らるること厚きを知り、蠻夷必

ず慕ひて以て閼氏と為し、子を生まば必ず太子と為し、单于に代はらん。何となればや。漢の重幣を貪ればなり。陛下歳時に漢の餘す所にして彼の鮮き所を以て數問遣し、因りて辯士をして風諭せしむるに禮節を以てせよ。冒頓在らば、固より子婚たり、死せば、則ち外孫单于と為らん。豈に嘗つて外孫の敢へて大父と抗禮する者を聞かんや。兵戰ふこと無くして以て漸く臣とすべきなり。若し陛下長公主を遣はすこと能はずして宗室及び後宮をして公主と詐稱せしめば、彼も亦た知り、貴近とするを肯んぜず、無益なり。

とあって、公主が寵愛されて单于の子を生み、その子が代わつて单于となれば、漢皇帝と匈奴单于とは祖父と外孫との關係となり、孫は祖父に従うものであるから、匈奴を臣従させることも容易い、とある。つまり、劉敬は婚姻によって結ばれる漢皇帝と匈奴单于との実質的な親族關係を期待して和蕃公主の出嫁を提案したと考えられるのである。

ここで、劉敬の論を整理してみると、その内容は、①公主を出嫁して漢皇帝と匈奴单于との間に婚姻關係を築き、さらに②利益によって匈奴を手なづけ、その上で③弁論の士を送つて礼節を教え、匈奴单于を臣従させる、とまとめることが出来る。②の利益による懐柔は①の婚姻關係を補強し、③の教化を円滑に進め、③の教化は夫婦の義や父母への孝を説くことによって①の婚姻關係及びそこから生じる親族關係を強化し、強化された親族關係は③の教化を内側から支えるという役割を持つ。「徳化」とは皇帝の威光によって礼的秩序を夷狄にまで及ぼすことであるが、一言でいえば夷狄の習俗を中国のそれに近づけることである。公主を单于の内室に入れれば、内側から匈奴を中国化させることも容易い。後に中行説によって邪魔されることになったが、文帝の頃には匈奴列伝に「单于好漢繪絮食物」とあるように、匈奴王室に漢の文物が溢れ、匈奴の中国化が起つていたことも確かである。このように、劉敬の策は匈奴を中国化させ、ひいては中国に服属させる目的を持つものであった。そして、その時に支軸となるのは、公主の出嫁によって生じる実質的な親族關係であり、それ故、劉敬は真制公主の出嫁を強く提言したのである。⁽¹³⁾

結果は周知のように、呂后の哀願によって高祖は宗室の娘を假制公主として出嫁し、劉敬の構想は実現しなかった。し

かし、和蕃公主の出嫁や兄弟約の締結が、両国の「和親」関係を強化する意味を持つものであったからこそ、「和親」にこれらの行為が付加されたのではないだろうか。因みに、この時に行われた和蕃公主の出嫁、金品食糧の贈与、兄弟約の締結などは、一連の「和親」行為とされ、その後も「故約」という形で漢と匈奴との共通の認識として継承されていくことになる。

(二) 恵帝期(前一九四年～前一八八年)

高祖が崩御し、次の恵帝の代となっても、両国の関係が良好であったことは、『漢書』卷二恵帝紀三年条(前一九二年)に

宗室の女を以て公主と為し、匈奴单于に嫁がす。

とあり、再び漢側から和蕃公主が出嫁されていることから窺える。ここで、恵帝が和蕃公主を出嫁したのは匈奴の冒頓单于であるが、冒頓は既に漢の公主を娶っており、漢と匈奴とは婚姻関係にある。それにも関わらず、恵帝が高祖と同じ相手に和蕃公主を出嫁したことは何を意味しているのだろうか。

これについては二つのことが考えられる。一つは和蕃公主が皇帝の代替わりごとに匈奴に差し出される人質の意味を持つものであった、ということ。もう一つは、対匈奴政策としての婚姻が劉氏皇帝と匈奴单于との個人間の実質的関係を求めるものであり、それ故、恵帝自身も公主を出嫁して冒頓单于と直接的な婚姻関係を結ぶ必要があった、ということである。この問題については他の事例も含め、検討していきたい。

このように、恵帝期に至っても和蕃公主の出嫁が行われていることから、高祖以来の「和親」関係が恵帝期にまで継続されていたことが窺える。しかし、『史記』卷一百十匈奴列伝の恵帝六年と考えられる記事に¹⁵⁾

高祖崩じ、孝惠・呂太后の時、漢初めて定まり、故に匈奴以て驕る。冒頓乃ち書を為して高后に遣り、妄言す。高后之を撃たんと欲するも、諸將曰く「高帝の賢武を以てするも、然るに尚ほ平城に困す。」と。是に於いて高后乃ち止め、復た匈奴と和親す。

とあって、驕慢となった匈奴が呂后を侮辱する書翰を送ってきたとある。この出来事は漢と匈奴との戦端を開きかねないものであったが、季布等の説得によって、呂后はこれを平和的に処理し、再び両国は「和親」を結ぶに至った。この「和親」は、匈奴の「非礼」によって一時決裂しかけた「和親」を修復する為のものであり、このように、「和親」は背約やそれに類する行為によって簡単に決裂し、その度に修復する必要があったのではないかと考えられる。

(三) 文帝期（前一七九年～前一五七年）

次の文帝期には、『史記』卷一百十匈奴列伝の文帝元年（前一七九年）の記事に

孝文帝即位に至り、復た和親の事を修む。

とあり、即位に際して匈奴との「和親」が結ばれている。この「和親」は、それ以前に戦争状態や仇怨関係が発生していたという形跡が見られず、それ故、代替わりの「和親」とも言うべきものであったと考えられる。即位に際して先帝の「和親」を確認するとともに、その継続を約束したのだろう。このように、「和親」は漢皇帝と匈奴单于との個人間で結ばれたものであり、一方が死去、ないしは政権から離脱するようなことがあれば、新しく結び直す必要があったのではないだろうか。

それから三年後の文帝三年（前一七七年）の夏、匈奴の右賢王が河南の地を侵掠するという事件が起こった。『漢書』卷九十四上匈奴伝上ではその時に出された詔を載せて

漢匈奴と約して昆弟と為り、邊境を侵害すること無からしむ、匈奴に輸遺すること甚だ厚き所以なり。今右賢王其の國を離れ、衆を將ゐて河南の地に居ること、常故に非ず。往來して塞に入り、吏卒を捕殺し、上郡の保塞の蠻夷を毆侵し、其の故に居るを得ざらしむ。邊吏を陵轢、入盜し、甚だ驚ること無道にして、約に非ざるなり。

とある。漢は匈奴と兄弟關係と為り、領土を侵さない約束であつたからこそ、匈奴に手厚く贈遺していた旨が書かれており、ここから二つのことが窺える。一つは高祖の頃に結ばれた兄弟約やその他の約定が文帝の頃まで継続して行われていたこと、もう一つは兄弟約によつて擬制的兄弟關係になることが、両者の「和親」關係に影響を与えていたということである。⁽¹⁷⁾

匈奴の侵寇によつて決裂した「和親」は、匈奴側の提言によつて文帝六年（前一七四年）に修復された。匈奴の提言を審議した漢の公卿たちは皆、匈奴と戦つても利益を得ることは無く、「和親」を結ぶ方が得策であると言ひ、それによつて再び漢と匈奴との間に「和親」が成立したのである。

この「和親」の直後、冒頓単于が死去し、その息子の老上単于が即位すると、文帝は直ぐさま和蕃公主を出嫁している。文帝は即位とともに匈奴と「和親」を結んでゐるが、冒頓単于には公主を出嫁することなく、老上単于が即位して初めて和蕃公主を出嫁したのである。ここからは様々なことが考えられるが、その理由としてはまず、前述のように匈奴と漢との關係が当時緊迫していたことが挙げられるだろう。両者の關係が修復されたのは文帝六年のことであり、それは冒頓単于が死去する直前のことであつた。しかし、文帝の即位から匈奴の寇難が起こるまでの三年の間に、公主を出嫁する機会は少なからずあつたのではないかと疑問も残る。これについて、筆者は冒頓単于の高齡が關係していたのではないかと考える。和蕃公主の出嫁が、漢皇帝と匈奴単于との実質的婚姻關係を築くものとして認識されていたならば、高齡の冒頓単于では婚姻關係に現実性が伴わない。それ故、文帝は冒頓単于への出嫁を思い留まり、次の単于が立つのを待つていたのではないだろうか。老上単于の即位後直ぐに行われた和蕃公主の出嫁は、そのことを示しているのではないだろ

うか。¹⁸また、このような事例からは、和蕃公主の出嫁が皇帝の代替わりごとに必ず行われる人質の献上という義務的な要素を持つものではなく、ある程度漢側の意志に基づいて行われていたことが推察される。

文帝十四年（前一六六年）、『史記』卷一百十匈奴列伝によれば、老上单于是十四万もの兵を率いて漢の辺境を侵掠し、一月以上も略奪と焼き討ちを繰り返していたと言う。匈奴の侵寇を憂えた文帝は使者を送り、匈奴がこれに応えて「和親」を提言したことから、後元二年（前一六二年）、再び「和親」が成立するに至った。匈奴列伝に漢の書簡を載せて

皇帝敬しんで匈奴大单手に問ふ恙無きや。當戸且渠の雕渠難・郎中の韓遼をして朕に馬二匹を遺らしめ、已に至り、敬しんで受く。先帝の制、長城以北の引弓の国は令を单手に受け、長城以内の冠帯の室は朕も亦た之を制し、萬民を以て耕織・射獵衣食せしめ、父子離るること無く、臣主相ひ安んじ、俱に暴虐すること無からしむ。今聞く渫惡の民貪りて其の進取の利に降り、義に倍きて約を絶ち、萬民の命を忘れ、兩主の驪を離す、と。然るに其の事已でに前に在り。書に曰く「二国已でに和親し、兩主驪説し、兵を寝めて卒を休ませ馬を養ひ、世世にして昌樂し、闡然として更始せん」と。朕甚だ之を嘉ぶ。∴漢と匈奴は鄰国の敵にして、匈奴北地に處り、寒く、殺氣早に降る。故に吏に詔して单手に秣藹金帛絲絮它物を遺ること歳ごとに數有り。∴朕前事を追念するも、薄物の細故、謀臣の計失、皆以て昆弟の驪を離すに足らず。

とあり、ここからそれ以前の「和親」において長城を境界線とする約定が結ばれていたこと、擬制的兄弟関係が「和親」と同様に兩國の平和的關係を示すものとして認識されていたことが窺える。そして、『史記』『漢書』には匈奴側から送られた書状についての記録はないが、漢からの書状にその引用が載せられていることから、後元二年以前に匈奴側から書状が送られ、「闡然更始」と提言されていたことが窺えるのである。「更始」とは古いものを改めて新しいものを始めることである。つまり、匈奴は「和親」を新たに結び直すことを提言したのである。また、『史記』卷十文帝紀後元二年条に記載された詔に

新たに朕と俱に細過を棄て、偕に大道を之き、兄弟の義を結び、以て天下元元の民を全うす。和親以て定まり、今年より始む。

とあり、「始于今年」という言葉からも、「兄弟約」など諸々の「和親」がこの時に新しく結び直されたのではないかと考えられる。

後元六年（前一五八年）、老上单于が死去し、軍臣单于が即位すると、それに際してまた「和親」が行われている。この「和親」も代替わりの「和親」であり、老上单于以来の「和親」を確認・継続するものであったのだろう。このように「和親」には、新たに「和親」を締結する場合と、それ以前の「和親」を継続する場合、また、何らかの事情で決裂した「和親」を修復する場合の三通りがあったのではないかと考えられる。

しかし、文帝と軍臣单于との間に結ばれた「和親」は、『漢書』卷九十四上匈奴伝上に

軍臣单于立つこと歳餘にして、匈奴復た和親を絶ち、大いに上郡・雲中に入ること各三萬騎、殺略する所甚だ衆し。とあり、軍臣单于が辺境を侵寇したことによって一年余りで決裂した。²⁰「絶和親」は、その内容が侵略行為に当たることから、「背約」と同じ意味であると考えられ、ここから「和親」という言葉がその和平交渉の結果である「約」を表現する場合があったことを窺うことが出来る。

（四）景帝期（前一五六年～前一四一年）

文帝の末年に軍臣单于による大規模な寇難が起こったが、『漢書』卷五景帝紀では

御史大夫青翟を遣はして代下に至らしめ、匈奴と和親す。

とあり、景帝元年（前一五六年）、景帝の即位に際して再び「和親」が結ばれている。これは文帝期同様、新皇帝の即位

を匈奴に報告するとともに、先帝の時に決裂した「和親」を修復し、「和親」の継続を確認し合ったものだろう。再び「和親」が行われたのは三年後の景帝五年（前一五二年）のことであり、『史記』卷一百十匈奴列伝に

孝景帝立ち、而るに趙王遂乃ち陰かに人を匈奴に使ひす。呉楚反き、趙と合謀して邊に入らんと欲す。漢圍みて趙を破り、匈奴も亦た止む。是れよりの後、孝景帝復た匈奴と和親し、關市を通じ、匈奴に給遺し、公主を遣はすこと、故約の如し。終に孝景の時、時に小しく邊に入盜するも、大寇無し。

とあり、この「和親」は呉楚七国の乱によって一時決裂しかけた「和親」を修復しようというものであった。また、ここで初めて「故約」という言葉が出てくるが、この頃には既に、互市の開通・財物の贈与・和蕃公主の出嫁などが「和親」の慣例となっており、それが「故約」という形で漢と匈奴に共通のものとして認識されていたことが窺える。⁽²²⁾

ここで、匈奴列伝では、景帝五年の「和親」以降は大きな寇難も無く、兩國の関係は良好であったとしているが、『史記』卷十一景帝紀中元二年条には

匈奴燕に入り、遂に和親せず。

とある。漢が「和親」を結ぶ必要を認めなかったのか、「和親」がうまく成立しなかったのかは分からないが、それでも匈奴列伝で両者の関係が良好であったとしていることから、この時は「和親」関係が完全に断絶する「絶和親」という事態にまでは至っていないからではないだろうか。

(五) 武帝期（前一四〇年～前八七年）

周知のように、武帝期はそれまでの漢と匈奴との勢力関係、ひいては対外関係の在り方が一変する大転換期であった。しかし、武帝の初年においてはそれ以前の「和親」政策を踏襲しており、『史記』卷一百十匈奴列伝に

今帝即位し、和親の約束を明らかにし、厚遇して関市を通じ、之に饒給す。

とあり、建元元年（前一四〇年）、前例通り、即位に際して匈奴との「和親」が行われている。次に「和親」が行われたのは、建元六年（前一三五年）のことであり、『史記』卷一百八韓長孺列伝に

匈奴來たりて和親を請ひ、天子議を下す。大行王恢は、燕人なり、數邊吏と為り、胡事を習知す。議して曰く「漢匈奴と和親するも、率^{おほむ}ね數歳を過ぎずして即ち復た約に倍く。許すこと勿く、兵を興して之を撃つに如かず。」と。安国曰く「千里にして戦ふも、兵利を獲ず。…之を撃つは便ならず、和親するに如かず。」と。郡臣の議者多く安国に附し、是に於いて上和親を許す。

とあり、匈奴の提言によって「和親」が結ばれたことが窺える。この「和親」が匈奴側から提言された状況や、その際結ばれた「和親」の内容などは明らかではないが、王恢の言葉から、この「和親」が匈奴の「背約」後に行われたであろうことが推察される。また、彼らの議論から「和親」が「撃」に対置されたものであり、漢側の多くがそれを「便」であると捉えていたことが窺えるだろう。

しかし、『漢書』卷六武帝紀元光二年条に、王恢に匈奴を征服するよう再度進言された武帝が、公卿に召問した言葉を載せて

朕子女を飾りて以て单手に配し、幣帛文錦、之に賂ひすること甚だ厚し。单于命を待ちて嫚りを加へ、侵盜して已むこと無く、邊竟^{しほは}數驚き、朕甚だ之れを閔む。今舉兵して之れを攻めんと欲す。何如？

とある。武帝が元光二年（前一三三年）以前に和蕃公主を出嫁し、財物を贈与してきたこと、それらが思うような効果を得られずにいたことなどが挙げられている。また、「单于待命加嫚」という言葉から、匈奴は自ら「和親」を請いながらも絶えず侵寇を繰り返しており、匈奴にとって「和親」を請うことは、両国の友好を願うことではなく、むしろ漢の財物を要求する程の意味しか持ち得なかったことが窺えるのである。

この詔が出された直後、武力による積極策が初めて朝議によって可決され、かの有名な馬邑の役に至り、漢は匈奴との全面戦争に突入することになる。⁽²⁴⁾しかし、『史記』巻一百十匈奴列伝に、馬邑の役後の状況を載せて

是れよりの後、匈奴和親を絶ち、路に當たる塞を攻め、往往にして漢邊に入盜すること、勝つて數ふべからず。然るに匈奴貪り、尚ほ關市を樂み、漢の財物を嗜み、漢も亦た尚ほ關市して絶たず、以て之に中つ。

とあり、匈奴は「絶和親」しながらも、依然として漢との通商を続け、漢側もそれを承認していたことが窺える。前述の通り、文帝の頃から關市は「和親」の一環となっていた。つまり、「和親」は断絶しながらも、「和親」の一環である通商は馬邑の役後も継続されていたのである。とは言え、この馬邑の役が漢と匈奴の友好関係を決裂させ、長期的な戦争状態に突入させたことには間違いないだろう。⁽²⁵⁾

匈奴の軍事力は確かに強大ではあるが、長期戦ともなれば、物資の豊かな漢側に有利に働く。しかも、衛青や霍去病など若い將軍の活躍や匈奴の災害、政治不安なども相まって匈奴の勢力は次第に衰え、武帝の後期には漢の勢力が匈奴に優越するという事態になっていた。劣勢となった匈奴はしばしば「和親」を提言しているが、漢はこれを拒否し、敢えて臣従を要求している。また、「和親」をするにも、単于の太子を出質することなどを条件として挙げており、『史記』巻一百十匈奴列伝の元封年間の記事には

楊信既に単于に見へ、説きて曰く「即し和親を欲せば、単于の太子を以て漢に質と為せ。」と。単于曰はく「故約に非ず。故約、漢常に翁主（諸王の娘）を遣はし、繒絮食物有品を給し、以て和親す。而して匈奴も亦た復た邊を擾せず。今乃ち古に反き、吾が太子をして質たらしめんと欲するは、幾ふこと無し。」と。

とある。出質は匈奴にとって圧倒的に不利な条件であり、匈奴側が故約を挙げてこれを拒否したのも当然である。その後も漢は匈奴からの「和親」を拒否し、頑なに臣従を要求している。この「和親」に対する漢の頑強な姿勢は何を意味しているのだろうか。

これについて、坂本義種は、匈奴以外の周辺諸国が漢との「和親」を持ち得なかったのは、それらの国々に漢と匹敵するだけの勢力がなかった為であるとして、「和親」が限られた国家間でしか成立しなかったことを指摘している。²⁶ また、堀敏一は、兄弟約や漢の書簡に見える「鄰敵之国」という表現から、漢初の漢と匈奴との関係は対等なものであったことを指摘する。²⁷ このように、当時「和親」を匹敵・対等の国家間で結ばれる和平交渉とする認識が、漢とその周辺諸国との間に存在していたのではないだろうか。そうであるならば、漢が勢力の衰えた匈奴と「和親」を結ぶことを頑なに拒否したことも頷けるだろう。

さて、馬邑の役後、両国は全面戦争に突入することになるが、その際、漢が対匈奴戦略として利用したのは、対匈奴政策では消極策とされた和蕃公主の出嫁であった。しかも、それは匈奴にではなく、匈奴に連なる西域の大国烏孫に対して行われたという点で、それ以前の和蕃公主政策とは一線を画するものであったと言える。

そもそも、烏孫をはじめとする西域諸国との関係は、武帝の時に張騫を派遣したことによるものであるが、『漢書』卷六十一張騫伝に

今单于新たに漢に困しみ、而して昆莫の地空なり。蠻夷故地を戀ひ、又漢物を貪るに、誠に此時を以って厚く烏孫に賂ひし、招きて以て東のかた故地に居らしめ、漢公主を遣はして夫人と為し、昆弟を結ばば、其の勢宜しく聽くべし、則ち是れ匈奴の右臂を斷つなり。既に烏孫と連なるに、自ずと其の西のかた大夏の屬皆招來して外臣と為るべし。とある。張騫は匈奴と西域との連携を斷ち、西域を安定させるものとして和蕃公主の出嫁を提言したのである。しかし、張騫の存命中にはこの婚姻は実現せず、張騫の死後、匈奴による攻撃を恐れた烏孫側の要請によって、初めて烏孫への和蕃公主の出嫁は実現した。『漢書』卷九十六下西域伝下烏孫国条に

(烏孫) 使をして馬を獻ぜしめ、漢の公主に尚するを得、昆弟と為らんことを願ふ。天子群臣に問ひ、議して許し、曰く「必ず先に内聘せしめ、然る後に女を遣はん。」と。烏孫馬千匹を以て聘す。漢の元封中、江都王建女細君を遣

はして公主と為し、以て妻す。乘輿服御物を賜ひ、為に官屬宦官侍御數百人を備へ、贈送すること甚だ盛んなり。とあり、烏孫の聘礼を受けた武帝が、江都王建の娘細君を和蕃公主として烏孫王昆莫に出嫁したことが窺える。⁽²⁸⁾ 細君は烏孫王昆莫のもとに嫁いだが、その後昆莫の申し出により孫の岑陁の妻となり、一女を生んで亡くなった。細君が亡くなる時、漢はその代わりとして楚王戊の孫の解憂を和蕃公主として烏孫に出嫁している。⁽²⁹⁾

細君や解憂、そして結局取り止めとなった宣帝期の和蕃公主相夫にしても、烏孫に降嫁された和蕃公主達において注目されるのは、それ以前の和蕃公主達には全く見られない名前や出自が明記されていることである。⁽³⁰⁾ これについて、堀敏一や藤野月子は、それ以前の記録のない和蕃公主達は対外政策における屈辱的な要素から故意に記録を避けたと指摘しているが、⁽³¹⁾ 果たして、記録の有無から政策の屈辱性を導き出すことは可能なのであろうか。筆者も、烏孫に出嫁された和蕃公主らが盛大に出嫁され、その事跡が史書に明記されていることなどから、和蕃公主政策にかけられた並ならぬ期待を感じることが出来る。しかし、本来公主でもない宗室の女性の名前が記録されていることこそ特異なのであり、記録のない武帝期以前の和蕃公主を指して、それが屈辱的なものであったと断言することは出来ないのではないだろうか。

このように、匈奴に出嫁された和蕃公主と烏孫に出嫁された和蕃公主とは、その性格に違いが見られ、一言に漢代和蕃公主といっても、出嫁された相手やその状況によって、彼女たちが国際関係に果たした役割は異なっていたと言えるだろう。そして、ここで注意したいのは、烏孫に和蕃公主が出嫁されることがあっても、両者の関係を「和親」という言葉で表現することがなかったということである。

ところで、武帝が匈奴や烏孫と頑なに「和親」を結ばなかった一方で、武帝期には南越との「和親」が行われている。これは『漢書』卷六十四下終軍伝にのみ見えるもので

南越漢と和親し、乃ち軍をして南越に使はしめ、其の王を説き、入朝せしめ、内諸侯に比せしめんと欲す。

とある。武帝期には、呂后期のように南越王が辺境を侵掠したり、僭越行為を行ったという記録は無く、両者の関係は

至って良好であった。また、終軍が南越に使者として派遣されたのは、元鼎四年（前一一三年）の南越王の代替わりの時であり、ここから、この「和親」を代替わりの「和親」として捉えることが出来る。しかし、これが代替わりの「和親」であったならば、それ以前の段階において「和親」やそれに類した行為が行われている必要があるだろう。これについて、『史記』巻一百一十三南越列伝に

漢の十一年、陸賈をして因りて佗を立てて南越王と為し、剖符を與へて使を通じ、百越を和集せしめ、南邊に患害を為すこと母からしめ、長沙と接壤せしむ。

とあり、高祖期に漢と南越との間で国境の確定やその不可侵など、匈奴との「和親」に非常に類した約定が結ばれていたことが窺える。しかし、この約定は漢の皇帝が臣下である南越王と約束するという形式が取られており、匈奴との間に行われた「和親」とは異なるものであったと言える。とは言え、建国初期にあつて漢が完全に南越を蕃臣化していたとは考え難く、『史記』巻九十七陸賈列伝に、驕慢な態度を取る南越君主趙佗を陸賈が諫めた言葉を載せて

今足下天性に反き、冠帯を棄て、區區の越を以て天子と抗衡して敵国と為らんと欲す。

とある。これは南越王に冊封される以前の話であるが、ここからも南越が敵国、つまりは漢に匹敵する一個の独立した「国家」として対峙しようとしていたことが窺えるのである。そのように考えると、高祖期に行われた約定は、形式上は皇帝が臣下に与える命令ということにはなっているが、その実は、ほぼ対等な修好行為であったと考えられ、南越王趙興の時に行われた「和親」は、それ以前の修好行為の継続を確認するという、代替わりの「和親」と同様の性格のものであったと言えるのではないだろうか。南越は文帝の頃から「蕃臣」を称して遣子を行い、完全な君臣関係の下にあったが、国内では依然として帝号を用い、自国を中心とした独自の国際関係を展開し、形式的には漢と同格の存在であること志向していたと考えられる⁽³²⁾。

しかし問題は、終軍らの派遣がそもそも南越を内属させる為のものであったということである。南越を内属させようと

しながら、南越の対等性を認める「和親」を行うのはいささか不自然に思われる。そこで注意したいのは、この「和親」が『漢書』終軍伝にのみ見える事例ということである。ここから、『史記』が「和親」の事実を隠蔽したという可能性とともに、「和親」が後代の用例をもって使用されている（後述するが、宣帝期以降の「和親」には対等性の含意はあまり見られなくなる）という可能性も考慮しなければならないのである。

三、武帝期以降の和蕃公主と「和親」の事例について

(一) 昭帝期（前八六年～前七四年）

次の昭帝期に入ると漢と匈奴との関係は修復され、再び「和親」が行われていることが、『漢書』卷七昭帝紀の贊に始元・元鳳の間に至り、匈奴和親し、百姓充實す。

とあることから窺える。この「和親」の時期については明記されていないが、『漢書』卷九十四下匈奴伝下の始元二年の記事に

壺衍鞬单于既に立ち、風して漢の使者に謂ひ、和親を欲すと言ふ。

とあり、匈奴が始元二年に「和親」を仄めかしていたことが窺え、また、卷五十四蘇武伝に

昭帝即位す。數年、匈奴漢と和親す。漢武等を求むるも、匈奴詭りて武死すと言う。

とあって、蘇武の帰国に先立って漢と匈奴で「和親」が行われていたことが窺える。昭帝紀によれば、蘇武が解放されて京師に戻ったのは始元六年のことである。つまり、漢と匈奴との「和親」が再び結ばれたのは、始元二年から始元六年の間であったと考えられる。

また、昭帝紀贊の記述から、元鳳年間にも「和親」が結ばれたと推察することも可能であるが、始元年間の「和親」後、元鳳元年に匈奴兵二万騎が漢の辺境に攻め込み、漢がこれに反撃したことで両者の関係は再び険悪化していた。しかし、『漢書』卷九十四下匈奴伝下の元鳳二年（前七九年）の記事には

（单于）和親を欲するも漢の聴かざるを恐れ、故に先に言ふを肯んぜず、常に左右をして漢の使者に風せしむ。然るに其の侵盜益希にして、漢使を遇すること愈厚く、以て漸く和親に至らんと欲し、漢も亦た之を羈縻す。

とあり、匈奴が「和親」を仄めかし、漢も匈奴を撃ぎ止めようとしたとある。この「羈縻」がどのような状況を指すものかはわからないが、⁽³³⁾それ以前の事例を見る限り、「和親」は正式な外交交渉の結果であることから、これを「和親」と考へることは難しいと言わざるを得ない。しかし、元鳳三年以降は再び両国の戦争状態が開始するので、もしも元鳳年間に「和親」が結ばれたとするならば、元鳳二年のこの時期以外には考えられないのである。とは言え、これはあくまでも昭帝紀の贊を拡大解釈したものであり、推測の域を出るものではないことに注意したい。

（二）宣帝・元帝期（前七三年～前三年）

次の宣帝期に入ると、匈奴は自然災害や西域の離反などで勢力が衰え、漢との「和親」を希望しつつも、漢に拒否されることを恐れてなかなか提言出来ずにいた。その匈奴が「和親」を正式に漢に申し込んできたのは神爵二年（前六〇年）のことであった。しかし、「和親」を提言した虚闕權渠单于是不幸にも漢の返事を得る前に死去し、漢と匈奴との「和親」が成立するのは次の握衍胸鞞单于の代となる。『漢書』卷九十四下匈奴伝下に

握衍胸鞞单于立ち、復た和親を修め、弟の伊酋若王勝之をして漢に入りて獻見せしむ。

とあり、また卷八宣帝紀神爵二年条に

匈奴单于名王を遣はして奉獻し、正月を賀し、始めて和親す。

とあって、握衍胸鞞单于が即位に及んで再び「和親」を提言し、单于の弟や匈奴の貴人が自ら入朝したことによって、兩國の「和親」が成立したことが窺える。これも握衍胸鞞单于の即位に際して行われたものであり、代替わりの「和親」と言ってもよいだろう。ただし、单于の弟である貴人が自ら漢に入朝していることから、この時の「和親」はそれ以前の「和親」とは異なり、圧倒的に漢が優位な立場で結んだものであったと考えられる。筆者は先に、「和親」というものが対等関係を表すものであり、本来は匹敵の国同士で結ばれるものであったのではないかと述べたが、この場合の「和親」は明らかに匈奴の立場が弱く、匹敵の国同士で結ばれたとは考え難い。このように、「和親」は漢と匈奴との関係のあり方によって、その性質を異にしていたのではないだろうか。

また、この時の「和親」では領土に関する約定が結ばれたであろうことが、『漢書』卷九十四匈奴伝下の後代の記述から窺うことが出来る。例えば、成帝の綏和元年（前八年）に、匈奴の領土を求めてきた漢使に対して单于是、

孝宣・孝元皇帝父呼韓邪单于を哀憐し、長城従り以北は匈奴之れを有つ。

と拒否しており、また、平帝の元始年間に車師後王と胡来王の投降を受けたことで漢の問責を受けた单于是、

孝宣・孝元皇帝哀憐し、為に約束を作し、長城より以南天子之れを有ち、長城以北单于之れを有つ。

と、宣帝の時に長城を境に漢と匈奴で領土を確認したことを挙げて自らの正当性を主張している。これについては後述するが、宣帝の時に結ばれたであろう領土に関する約定が、元帝期までは効力を持って維持されてきたことが窺えるのである。その際、「孝宣・孝元皇帝哀憐」という言葉が表すように、宣帝期以降、領土の保全是漢の恩寵的意思によって保証されていたのではないかと考えられる。

握衍胸鞞单于の死後、匈奴では五人の单于が並び立つという事態が起こった。呼韓邪单于是漢との関係を強化する為、五鳳四年（前五四年）、称臣して弟の谷蠡王を入侍させ、甘露元年には息子の右賢王銖婁渠堂を入侍させて臣従の意を示

している。このような匈奴の低姿勢に対して漢は、『漢書』卷九十四下匈奴伝下に

漢寵するに殊禮を以てし、位は諸侯王の上に置き、贊謁するに稱臣して名いはず。賜ふに冠帶衣裳、黄金璽鞶、玉具劍、佩刀、弓一張、矢四發、檠戟十、安車一乘、鞍勒一具、馬十五匹、黄金二十斤、錢二十萬、衣被七十七襲、錦繡綺縠雜帛八千匹、絮六千斤を以てす。

とあるように、甘露二年（前五二年）、漢の正月を祝賀する為自ら入朝した呼韓邪单于に対して破格の待遇をもって接している。⁽³⁴⁾このような呼韓邪单于に対する漢の厚遇は元帝期にまで及び、『漢書』卷九十四下匈奴伝下に

竟寧元年、单于復た入朝し、禮賜初めの如く、衣服錦帛絮を加へ、皆黄龍の時に倍す。单于自ら言すに願はくは漢氏に婿たりて以て自ら親しまん。元帝後宮の良家の子王牆字昭君を以て单于に賜ふ。

と、竟寧元年（前三三年）、自ら入朝した呼韓邪单于に対し、元帝は黄龍元年に入朝した時の倍の贈物を賜与し、さらに呼韓邪单于の願いを容れて宮女王昭君を降嫁したとある。このように、元帝期の王昭君の降嫁は漢皇帝の恩寵的性格が強く、それ以前に匈奴に対して行われた出嫁とはまったく異なる性格のものであったと言える。そもそも、王昭君は劉氏の一族ではない後宮の女性であり、出嫁される際にも仮制公主という形式が取られていなかった。それにも関わらず、王昭君は歴代の歴史家によって和蕃公主の一人として見做されてきたのである。これについて、鶴間和幸は「(王昭君は)漢の劉氏の娘ではないが、劉氏皇帝の後宮に入った者であることから漢氏との正式な婚姻とみなされていた」としている。⁽³⁵⁾しかし、王昭君が和蕃公主であるならば、『漢書』卷九十六上西域伝上鄯善国条に

乃ち尉屠耆を立てて王と為し、其の國を更めて名づけて鄯善と為し、為に印章を刻み、宮女を賜ひて夫人と為す。

とある、元鳳四年（前七七年）に鄯善国王に送られた宮女も和蕃公主となり得るのではないだろうか。果たして同じ後宮の女性であっても、王昭君のように和蕃公主として数えられる者と、鄯善国王に送られた宮女のように数えられない者との違いは何なのであろうか。

王昭君を和蕃公主の一人とする見解は、宋代の『西漢会要』や『冊府元龜』に既に見られるものであるが、これについて筆者は、その背景には当時の人々による認識と「和蕃公主」という言葉の成立とが関係しているのではないかと考える。山田勝久によれば、王昭君はその悲劇的な運命から後漢時代には既に伝説化され、その物語は広く民間に流布し、唐末の頃には関連の文学作品が八十余編にまで及んでいたと³⁶⁾言う。

つまり、『西漢会要』や『冊府元龜』が編纂された宋代において、王昭君は既に誰もが知る「国家の為に蛮族の地に送られた悲劇の女性」となっており、そのような認識と中唐の頃に成立した「周辺諸国を懐柔する為に政略的に降嫁された女性」を意味する「和蕃公主」という言葉が混同され、王昭君を和蕃公主とする見解が生まれたのではないだろうか。或いは王昭君への同情と尊敬の念から、公主はおろか宗室の女性ですらない王昭君をそれに次ぐものとして和蕃公主の一人に数えたのだろう。しかし、王昭君を和蕃公主とするならば、やはり鄯善国王に送られた宮女も和蕃公主の一人として数えるべきであり、そこで本稿では、この二つの事例とともに和蕃公主の事例に加え、考察の範囲に加えたいと思う。

(二) 成帝・哀帝・平帝期(前二二年～五年)

前述のように成帝期以降、漢の匈奴に対する厚遇はさほど見られなくなり、匈奴は一外臣の立場に過ぎなくなる。哀帝の建平二年(前五年)、漢が烏孫の人質を得た匈奴を問責し、ついには人質を烏孫に返還させるといふ事件が起こるが、これは明らかに匈奴を蕃臣化し、漢を頂点とする国際秩序の中に位置づけようとするものであり、長城以北に匈奴の支配権を認めるそれ以前のあり方とは一線を画するものであったと言える。

また、『漢書』卷九十四下匈奴伝下によれば、平帝の元始年間、漢は車師後王と胡来王の投降を受けた匈奴を問責し、「和親」の約定を挙げて正当性を主張した匈奴に対して

匈奴骨肉相ひ攻め、國幾んど絶えんとするも、中國の大恩を蒙り、危亡復た續き、妻子完ふして安んじ、世を累ねて相ひ繼ぐ、宜しく以て厚恩に報ずること有るべし。

と、「大恩」を以てそれを無効化するに至っている。このように、この頃になると「和親」は漢の恩恵によって維持されるものとなっており、その約定を実行するか否かは漢の意志に左右されていたと考えられる。これ以降、漢は匈奴に新たな四か条の約定を結ばせ、宣帝の時に結んだ約定の封函を回収している。また、漢はそれまで烏桓が匈奴に払っていた税を禁止し、匈奴の他国に対する優越権を悉く廃止した。このように、成帝期以降は匈奴を一外臣として軽視する傾向が強く、「和親」もそれ以前の対等性を表現するという意味合いは影を潜め、漢の一方的な權威によって保証されるものへと変質していく。

(四) 王莽期（九年～三三年）

先行研究によれば、漢代最後の和蕃公主である王昭君が降嫁された後、五胡十六国時代に至るまで、和蕃公主の降嫁は見られないものとされている。⁴⁷⁾これは王莽を皇帝と認めない『漢書』以来の立場によるものだろう。

王莽は新王朝を建国して皇帝位に即くと、漢が外蕃に授けた印璽を回収して等級を低く改め、外蕃を蔑視する対外政策を行ったことで知られている。このような態度は、蕃国との関係を急激に悪化させ、西域諸国は悉く離反し、特に匈奴はそれ以前に漢から受けていた金璽を金印に改められたことを怨んでしばしば新の辺境を侵寇した。国内の大規模な農民反乱や豪族反乱に加えて、匈奴の侵寇に悩まされることになった王莽は、匈奴と関係修復を画策するが、その際に行われたのもまた「和親」であった。

天鳳元年（十四年）、烏珠留单于が死に、弟の烏累单于威が立つと、王昭君の娘である伊墨居次云とその婿で大臣の右

骨都侯須卜当との勧めによつて、新と匈奴との間で「和親」が成立する。『漢書』卷九十九中王莽伝中に

匈奴单于知死し、弟の成立ちて单于と為り、和親を求む。莽使者を遣はして之を厚賂し、詐して其の侍子登を還すを許し、因りて購ひて陳良・終帶等を求む。

とあり、新单于の即位に際して匈奴側から「和親」が提言されたとある。しかし、伊墨居次云は漢との繋がりが深い人物なので、これには新からの働きかけもあつたのではないかと推測される。この「和親」では、新側は出質されていた单于の太子を返還し、匈奴側は拘束していた漢の使者を返還することが約束されていることから、ほぼ対等の「和親」であつたとと言えるだろう。

しかし、この時既に王莽は烏累单于の息子登を誅殺しており、天鳳元年、新に派遣した使者の言葉からその事実を知つた烏累单于は怒り、「和親」を破つて新の辺境を侵寇することになる。この「和親」が修復されたのは翌天鳳二年（十五年）のことであり、卷九十九中王莽伝中に

单于咸既に和親し、其の子登の屍を求む。

とあり、卷九十四下匈奴伝下によれば、王莽は盛大に太子登の屍を送つたと言う。このように王莽期には実に二度に亘つて匈奴との「和親」が結ばれているのである。

また、王莽期において注目されるのは、漢代においては一度も行われなかつた真制公主の出嫁が行われているという点である。匈奴の侵寇と国内の反乱に悩まされた王莽は、王昭君の娘婿である骨都侯当を擁立して单于とし、匈奴を治めようと画策した。『漢書』卷九十九下匈奴伝下に

當長安に至り、莽拜して須卜单于と為し、大兵を出して以て之を輔立せんと欲す。兵の調度も亦た合はず、而して匈奴愈怒り、並びて北邊に入り、北邊是れに由りて壞敗す。たまたま會當病死し、莽其の庶女陸遂任（任とは新代の公主）を以

て後安公奢に妻せ、所以に之を尊寵すること甚だ厚く、終に為に出兵して之の者を立てんと欲す。漢兵莽を誅するに

會ひ、云・奢も亦た死す。

と、計画半ばで当が病死した為、王莽はその息子である後安侯奢に庶腹の娘陸遂任を出嫁し、寵愛してこれを擁立しようとしたとある。この真制公主の出降には、後安侯奢が漢人である王昭君の孫に当たるといふことが関係しているのかもしれない。

結局、王莽は匈奴を懐柔する前に漢兵によって誅殺され、後安公奢（後安侯奢は公主に尚したことにより公と為った）も殺されることになるが、ここで注目すべきは、華夷思想の持ち主と言われる王莽が、「夷」である匈奴に和蕃公主を出嫁していたという事実である。しかも、それは庶腹の娘とはいえ、仮制公主ではなく真制公主であった。⁽³⁸⁾この陸遂任の出嫁において重要なのは、王莽を皇帝と認めるか否かの問題ではなく、新という王朝が、その時「中国」として機能していたという事実である。当時、周辺諸国は新からの印綬を受けており、烏孫では両昆彌の遣使朝貢が行われ、匈奴と新では二度にわたる「和親」が結ばれていた。このように考えると、陸遂任はまぎれもなく中原王朝から周辺諸国に政略的に出嫁された女性ということになり、当然和蕃公主の一人として数えるべきものだろう。新が滅び、次の後漢になると、異民族との「和親」はますます希になり、和蕃公主の事例は一切見られなくなる。

四、漢代和蕃公主と「和親」について

以上煩雑ながらも、前漢から新に至るまでの漢代和蕃公主と「和親」の事例を時代順に列挙し、それが行われた政治状況について考察を加えてきたが、それらをまとめると「表一」のようになる。

「表二」漢代「和親」と和蕃公主の出嫁一覧

時期		皇帝—单于		修好活動		状況		出典	
A	高祖七年（前二〇〇年）以降	高祖	冒頓单于	和親〔締結・新約締結〕	平城の敗戦後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
A	高祖十年（前一九七年）以降	高祖	冒頓单于	和親〔修復・新約締結〕	匈奴の侵寇後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
B	高祖九年（前一九八年）以前	高祖	冒頓单于	和親〔締結・新約締結〕	平城の敗戦後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	劉敬列伝
				和蕃公主の出嫁		〔漢書〕	婁敬伝		
		惠帝三年（前一九二年）	惠帝—冒頓单于	和蕃公主の出嫁	惠帝の即位後？	〔漢書〕	惠帝紀		
		惠帝六年（前一九〇年）	惠帝—冒頓单于	和親〔修復〕	匈奴の非礼後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
		文帝元年（前一七九年）	文帝—冒頓单于	和親〔継続・旧約確認〕	文帝の即位後	〔史記〕	匈奴列伝		
		文帝六年（前一七四年）	文帝—冒頓单于	和親〔修復〕	匈奴の侵寇後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
		文帝六年（前一七四年）	文帝—老上单于	和蕃公主の出嫁	老上单于の即位後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
		文帝後元二年（前一六二年）	文帝—老上单于	和親〔締結・新約締結〕	匈奴の侵寇後	〔史記〕	文帝本紀	〔漢書〕	文帝紀
		文帝後元六年（前一五八年）	文帝—軍臣单于	和親〔継続・旧約確認〕	軍臣单于の即位後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
		景帝元年（前一五六）	景帝—軍臣单于	和親〔継続・旧約確認〕	景帝の即位後	〔史記〕	景帝本紀	〔漢書〕	景帝紀
		景帝二年（前一五五年）	景帝—軍臣单于	和親	？	〔漢書〕	景帝紀		
		景帝五年（前一五二年）	景帝—軍臣单于	和親〔修復〕	内乱の收拾後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝
		建元元年（前一四〇年）	武帝—軍臣单于	和親〔継続・旧約確認〕	武帝の即位後	〔史記〕	匈奴列伝	〔漢書〕	匈奴列伝

建元六年（前一三五年）	武帝—軍臣单于	和親〔修復〕	匈奴の背約後	〔史記〕韓安国列伝
元光二年（前一三三年）以前	武帝—軍臣单于	和蕃公主の出嫁？	？	〔漢書〕武帝紀 韓安国伝
元鼎四年（前一一三年）	武帝—南越王	和親〔継続？・旧約確認〕	南越王趙興の即位後	〔漢書〕終軍伝
元封四年（前一〇七年）	武帝—烏孫王昆莫	和蕃公主の出嫁	対匈奴連合の為	〔史記〕大宛列伝
太初年間（前一〇四～前一〇一年）	武帝—烏孫岑陁	和蕃公主の出嫁	対匈奴連合の為	〔漢書〕西域伝
始元六年（前八一年）以前	昭帝—壺衍鞬单于	和親〔締結〕	单于の即位後？	〔漢書〕昭帝紀贊
元鳳二年（前七五年）	昭帝—壺衍鞬单于	和親？	匈奴の侵寇後	〔漢書〕昭帝紀贊
元鳳四年（前七七年）	昭帝—鄯善国王	宮女の出嫁	王を擁立する為	〔漢書〕西域伝
人爵二年（前五八年）	宣帝—握衍胸鞬单于	和親〔締結・新約締結〕	单于の即位後 匈奴の入朝後	〔漢書〕宣帝紀 匈奴伝
竟寧元年（前三三年）	元帝—呼韓邪单于	宮女の出嫁	匈奴の請願後	〔漢書〕元帝紀 匈奴伝
天鳳元年（一四四年）	王莽—烏累若鞬单于	和親〔締結・新約締結〕	单于の即位後	〔漢書〕匈奴伝
天鳳二年（一五一年）	王莽—烏累若鞬单于	和親〔修復〕	新的背約後	〔漢書〕王莽伝
天鳳五年（一八一年）	王莽—後安侯奢	和蕃公主の出嫁	後安侯奢を擁立する為	〔漢書〕匈奴伝

A：高祖期の「和親」を二回とする B：高祖期の「和親」を一回とする

和蕃公主は後世、漢に優位する匈奴の要求のままに差し出された人質として理解されることが多かったが、以上のような考察を踏む時、和蕃公主は匈奴へと義務的に提供される人質という意味だけでは説明し難い、政治的意味を担っていたのではないかと考えられる。また、和蕃公主が人質であるとする場合には、何を以て人質たり得るかということについても考察してみる必要があるだろう。³⁸

そもそも、和蕃公主は出嫁される対象や時期によって、その性格を異にしていたことが挙げられる。武帝期以前に「和

親」の一環として匈奴に出嫁された和蕃公主は、名前や出自は勿論、その後の消息についても不明であり、その目的や外交的効用は「和親」の強化や補充など、「和親」に関連するものであったと考えられる。対して、武帝期に烏孫に出嫁された和蕃公主は、史書における記録の程度や出嫁された対象の違いも含めて、それ以前の和蕃公主とは区別されるものであった。何より、この和蕃公主の出嫁は、前後に「和親」に関する記述が無く、その目的は対匈奴の連合策にあり、ここにおいて、和蕃公主が他勢力に対抗する為の戦略的性格を帯びていることが窺える。その意味では新の陸倕任もこのタイプに分類することが出来るだろう。

そして、昭帝期と元帝期に周辺諸国に賜与された宮女に関しては、漢が帰順した周辺諸国の王に女性を賜与するという恩寵的側面を窺うことが出来る。ただし、「賜单于待詔掖庭王媿為閼氏」（『漢書』卷九元帝紀）や「賜宮女為夫人」などの表現から、これらの女性が単に贈物として彼らに賜与されたのではなく、国君の妻という立場に配置され、そこから漢の影響力を及ぼす役割を担っていたであろうことも考慮しなければならない。このように和蕃公主は、出嫁される時期や対象によって、大きく三つのタイプに分類され、その時々で異なる外交的効用を発揮していたと考えられるのである。

また、本稿では和蕃公主と「和親」との関係にも注目し、考察を行ってきた。国外における研究では、両者は同一のものとして捉えられることが多かったが、和蕃公主の出嫁は「和親」とは独立して行われることもあり、また、烏孫に対する和蕃公主の出嫁が「和親」の名で呼ばれていないことなどからも、両者を同一のものとして見做すことは難しいのではないかと考える。そもそも、和蕃公主がその対象や状況によって性格を異にしていたように、「和親」もまた、新たに「和親」を締結する場合、それ以前の「和親」を継続する場合、また何らかの事情で決裂した「和親」を修復する場合と、いう三つのパターンに分類出来、それぞれの状況によって性格を異にしていたと言えるのである。

しかし、これを以て両者の関係を完全に否定出来るかと言えば、そうではない。前述のように、匈奴に対して行われた和蕃公主は、「和親」に深く関わるものであり、両国が「和親」関係にある時に限って、和蕃公主の出嫁が行われている

ことも確かなのである。

ここで、和蕃公主の出嫁や「和親」が行われた状況を考察してみると、それらの行為が皇帝や単于の代替わりに多く行われていることに注目される。この代替わりの「和親」とも呼ぶべきものは、両国の関係が良好な時であれば、先君からの「和親」関係を継続しようというものであり、それ以前の約定を確認するものであったと考えられる。また、両国が戦争状態や仇怨関係にあった場合には、新君の即位によって、それまでの関係を改善・修復し、国交を築き直そうというものであり、この場合の「和親」は新たに結び直されるものであったのではないだろうか。このように、代替わりの「和親」が多く行われていることから、一度で恒久的な「和親」が成立する訳ではなく、一方が死去、ないしは政権から離脱することがあれば、「和親」を新たに結び直す必要があったのではないかと考えられる。つまり、「和親」とは、漢皇帝と匈奴単于との個人間で結ばれた一代限りの関係であったのではないだろうか。⁽⁴⁾

しかし、ここで「和親」が一皇帝一単于間で有効なものだったとするならば、恵帝や老上単于の即位後に「和親」が行われていない事実を如何に理解したらよいだろうか。恵帝の即位後に匈奴との「和親」が行われたという記録はないが、三年後の恵帝三年に和蕃公主の出嫁が行われている。当時、差し当たった匈奴の寇難は無く、前後の関係や目的は不明であるが、これが即位後初の対外交渉であったことを考えれば、これを代替わりの修好行為として捉えても差し支えないのではないだろうか。同様に、老上単于の即位に際しても「和親」ではなく、和蕃公主の出嫁が行われている。

先に筆者は、和蕃公主の出嫁は両国が「和親」関係にある時に行われていると述べたが、それはつまり、和蕃公主の出嫁が「和親」関係の継続状態を示すものであり、その意味で、継続を意味するタイプの「和親」と同様の性格のものであったと言えるのではないだろうか。つまり、恵帝三年や老上単于の即位後に行われた和蕃公主の出嫁は、代替わりの「和親」と同様の行為であり、そこには「和親」の継続という意味が含まれていたと考えられるのである。ただし、これを以て和蕃公主の出嫁と「和親」とを同一視するものではない。あくまで和蕃公主の出嫁は、それ以前に構築された「和

親」関係を示すものであって、それ自体が「和親」となるものではないのである。

また、恵帝が高祖と同じく冒頓单于に和蕃公主を出嫁したように、和蕃公主の出嫁によって構築される関係も、基本的には一皇帝一单于間で有効なものであったのではないだろうか。これは、常に公主を出嫁して舅や外祖父といった上の世代を保っておく必要があったことに起因するかもしれないが、対匈奴政策としての婚姻が実質的に機能する為には、皇帝個人と单于との個人的な関係が重要だったのだろう。このように、和蕃公主の出嫁は、漢皇帝と匈奴单于との間に個人的な親族関係を築くことで両国の「和親」関係を補強するものであり、ここから、少なくとも漢初においては、支配氏族である劉氏がその親族関係によって対外関係を処理するという事態が存在していたと考えられるのである。

さて、以上の考察を踏まえながら、そもそも「和親」とは如何なるものであったのかという問題についても考えてみたい。漢代の「和親」は、和蕃公主の出嫁や兄弟約の締結、互市の開通、財物食料の贈与などを含むものであったが、それらはまとめて「故約」という言葉で表現されていた。しかし、和蕃公主の出嫁が直接「和親」となる訳ではないことは前述した通りであり、また、同じく「和親」の中に含まれる互市が「和親」の断絶後にも行われていることから、それらの行為自体を「和親」と呼ぶのではなく、「和親」とはそれらの行為によって平和状態を構築・維持するという、一段高次の概念であったのではないかと考えられる。

「和親」とは本来、親族や民が「和し親しむ」という、自然発生的な平和状態を意味する言葉であったが、『史記』以降の記述では、「結和親」などの表現も見られ、平和状態を外からの力によって構築するという行為を指して「和親」と呼んでいる。このように、「和親」が何らかの行為を通して構築されるものであったならば、それは如何なるものであったのだろうか。

その際に思い出されるのが、「約」の存在である。「和親」とは、「結和親約」や「約和親」などの表現が示すように、「約」を伴うものであった。また、「和親」を表す「故約」という言葉や、匈奴の「背約」行為に対する「絶和親」などの

表現からも「和親」が「約」として表現されるものであったことが窺える。

このように、「和親」と「約」とは深い関りを持つものであったと考えられ、ここから推察するに、「和親」とは「約」を結ぶという行為を通して構築される「和し親し」み合う関係性のことであったのではないだろうか。そして、その「約」の内容自体が両国の「和し親し」み合う関係性を約束し合うものであったからこそ、「和親」と「約」とが同一のものとして表現されたのだろう。当時の「約」の性質やそれが保証される構造については、究明すべき重要な問題ではあるが、ここでは詳しく論じ切ることが出来ない為、これについては中国史上の「約」の概念における先行研究を検討しつつ、今後考察を深めていきたいと思う。⁽⁴⁾

最後に、「和親」が対等関係を表すものか否かという問題についても触れておきたい。武帝期以降、漢の勢力が匈奴を上回ると、漢は「和親」を頑なに拒否し、臣従を要求していたが、戦争の長期化は匈奴だけでなく漢の兵力をも疲弊させるものであり、また、匈奴の土地を得ても漢の利益になるものではなかったことは前述の通りである。それにも関わらず、漢が匈奴との「和親」を拒否し続けたことは如何に理解したらよいだろうか。

これは、「和親」が単に戦争状態の終結を意味するだけでなく、匹敵の国相互間で行う和平関係の構築という特別な意味を持って行われていたことを示しているのではないだろうか。もしもそのような観念があったならば、武帝期以前に漢と匈奴で行われた「和親」は、明らかに漢側に不利な内容であり、漢の劣勢を示すものではあるが、建前上は匹敵の国同士で結ばれた平和条約ということになる。面目を重んじる漢が、そのような手段によって自国の権威を守ろうとしたとしても不思議ではないだろう。そして、逆の立場となった時に、自国を唯一絶対の国家とする武帝が、対等の国家を認め「和親」を頑なに否定したこともまた頷けるのである。

そうであるならば、宣帝の時に結ばれた「和親」はそれ以前の「和親」とは性格を異にしていたと言えるだろう。この時の「和親」は、匈奴の二度に渡る朝貢の後に結ばれており、明らかに匈奴の劣勢を示すものであった。しかし、宣帝は

敢えて「和親」を結び、匈奴を対等な独立国として扱うことで、漢の匈奴に対する恩寵を示したのではないだろうか。

このように、「和親」は必ずしも匹敵の国同士で行われるものではないが、相手を対等な国家として扱うものであり、武帝紀以前は匈奴より勢力の劣る漢が便宜的にこの言葉を利用し、武帝紀以降、漢が匈奴の勢力を上回ると、匈奴を他の外臣と区別する為の漢の恩惠的意思の表れとして利用するようになったのではないかと考えられる。ただし、成帝期以降では、「和親」における恩惠の程度は低くなり、漢の一存によって変更・解消されることもあった。これらは『史記』と『漢書』における表現の違いとも考えられるが、同じく「和親」と表現される場合にも、それが行われる状況や、行為の主体となる漢と周辺諸国との勢力関係如何によって、「和親」は様々な意味を持つていたと言えるのである。

おわりに

以上の考察から、漢代和蕃公主を改めて検討する時、そこには後世に言われるような人質としての矮小な和蕃公主像ではなく、それぞれの対象や状況に即して、様々な役割を演じる対外政策の要としての和蕃公主像が見えてくる。和蕃公主の本質的意味は、漢と周辺諸国との間に婚姻関係を築くことにあったが、それが「和親」や連合の際に選ばれたということ、婚姻がそれらを保証するものとして機能していたことを示しているだろう。また、兄弟約などの擬制的兄弟関係も、同じく「和親」や連合の際に利用されたが、文帝と匈奴单于との書簡のやり取りが示すように、それは「和親」の実効性を支えるものとして理解されていた。

婚姻や擬制的兄弟関係は、いずれも親族的な結合関係によって、対象者間を結びつけるものであったが、この親族的結合が外交に用いられたという事実は、漢と周辺諸国との関係、また漢の国家のあり方を考える上で非常に重要な意味を持つものだろう。紙幅の都合により、ここでは詳しく論じることは出来ないが、親族関係の構築が対外関係に果たしたであ

ろう役割、及びそれが行われた時代性については、いずれ別稿を設け、改めて考察していきたいと思う。

註

- (1) 藤野月子「唐代和蕃公主をめぐる諸問題について」『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六年。以下、藤野論文Aと称する。一一〇頁。
- (2) 坂本義種「古代東アジアの国際関係―和親・冊封・使節よりみたる」『ヒストリア』四九、一九六七年、同「古代東アジアの日本と朝鮮」吉川弘文館、一九七八年、所収。二頁。
- (3) 小川昭一「和蕃公主の文学」『花園大学研究紀要』一二、一九八一年。二頁。
- (4) 藤野論文A、及び「漢唐間における和蕃公主の降嫁について」『史学雑誌』一一七―七、二〇〇八年。以下、藤野論文Bと称する。『五胡北朝隋唐期における和蕃公主の降嫁』『歴史学研究』八五五、二〇〇九年。以下、藤野論文Cと称する。
- (5) 藤野論文Bは、五胡十六国北朝隋唐における和蕃公主降嫁の盛行を漢魏晋南朝の流れとは異なる南北朝期に起こった北方民族の南下という潮流の中に生じた現象であるとしており、さらに、春秋戦国期の華夷間婚姻を秦漢帝国形成以前・秦漢的華夷思想の確立以前のものとして捉えて
- いる。
- (6) 代表的な研究としては崔明德『中国古代和親通史』(人文出版社、二〇〇七年)が挙げられ、崔は中国における「和親」研究を過去百年にわたり整理検討している。
- (7) 葛亮「論漢代的民族「和親」並非民族間政治連姻」『河北学刊』二三、二〇〇三年)、同「誰説王昭君嫁匈奴单于是「和親」?」『河北学刊』二四、二〇〇四年)。
- (8) 劉戈・郭平梁「漢匈「和親」的本来面目是什麼?」『河北学刊』二五、二〇〇五年)は、和親は経済・文化交流の強化、社会的発展の促進、人民生活の安定と改善の為に行われるものであり、両国が友好関係の時にも行われると指摘する。
- (9) 例えば、日野開三郎「唐代和蕃公主の真假制と資装費」(『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)は、「蕃漢の通婚は和親と呼ばれていた」とし、坂本前掲(註2)論文は「和親(婚姻)」として、「和親」を和蕃公主の出嫁と同一視している。これは、国内の和蕃公主研究が隋唐期を中心としており、それ以前の時代についても、『冊府元龜』卷九八外臣部などの隋唐以降の史料を用いた研究が多く、葛亮の指摘する「和親」と和蕃公主の出嫁と

を同一視する北朝以降の傾向を受けていることに起因する
と言えよう。

(10) 対匈奴関係の研究としては、伊瀬仙太郎「漢匈奴交渉史の一考察―特に和親を中心として」(『東西文化交流史』雄山閣出版、一九七五年)、池田雄一「前漢時代における西北経営と匈奴対策」(『中央大学文学部紀要』一一六、一九八五年、同「中国古代の聚落と地方行政」汲古書院、二〇〇二年、所収)、堀敏一「東アジア帝国の形成」(汲古書院、二〇〇六年)など多くの業績が挙げられる。これらの研究は、和親条約の中に和蕃公主の出嫁も認めてはいるものの、両者を同一のものとしては捉えておらず、漢代「和親」を理解する上では非常に有益と言えらる。

(11) 政治行為としての「和親」という言葉の初出については国外において議論のある所である。林恩顕「漢代和親政策研究」(『人文学報』一九九〇年、第一四期)は、「和親」が政治的な意味で使われた初見は、『左伝』襄公傳二十三年の「中行氏以伐秦之役怨欒氏、而固與范氏和親。」の「和親」であり、これは中行氏と范氏が欒氏に対抗する為に結んだ政治連合であったとしている。しかし、『左伝』中「和親」を連合とする表現は他に見られず、小倉芳彦(『春秋左氏伝』中)岩波書店、一九八九年、二七三頁)は、これを「(中行氏は)范氏とはもともと縁が深かった」と訳している。また林は、『周礼』象胥「象胥掌蠻夷閩貉戎狄之國使、掌傳王之言、而論說焉、以和親之。」を

挙げて、これを中華と夷狄との政治婚姻を「和親」という言葉で表した初出であるともしているが、これを政事婚姻と捉えることは難しいのではないだろうか。

(12) 「和親」の時期の問題とも関連して、高祖期に行われた「和親」が、平城の敗戦後の一度きりか、それとも二度行われたのかという問題がある。『資治通鑑』では、高祖期の「和親」を高祖八年秋から九年冬の間に結ばれた一度きりとしており、『西漢会要』では、和蕃公主の出嫁を高祖九年とし、『西漢年紀』では高祖八年、『兩漢紀』では高祖七年のこととしている。これらに依った先行研究では、高祖期の「和親」を平城の敗戦後の一度きりとしており、それは漢にとって一方的に不利な敗戦条約であり、匈奴に對する臣従を表すものとして理解されることが多かった。これに對して、堀前掲(註10)著書(一四頁)は、漢將と結託して侵寇を繰り返す匈奴を憂えた高祖が、劉敬を派遣して「和親」を結んだという『史記』卷一百十匈奴列伝の記事を挙げて、高祖期の「和親」が二度行われたことを指摘している。堀と同じく「二回説」を唱える研究としては、葛亮「漢与匈奴第一次和親約考述」(『中国边疆地史研究』一九九五年、第二期)、葉永新「漢与匈奴第一次・第二次和親考略」(『中国边疆地史研究』一九九八年、第四期)などが挙げられ、葛は第一次和親を高祖七年の十月から十一月のこととしており、葉は『資治通鑑』の記述に従い、高祖九年十月のこととしている。因みに葛は『資治通

鑑』に見える高祖八年から九年の間に結ばれた「和親」を第二次和親としており、これは匈奴列伝の記述と齟齬しており、葉は陳豨の乱が収拾された高祖十一年に第二次和親が行われたとしている。これらの研究は匈奴列伝と『資治通鑑』とを主に研究対象としているが、ここで「和親」の使者となった劉敬の列伝（『史記』卷九十九劉敬列伝）に目を遣ると、匈奴に和蕃公主を送り届け、帰国した劉敬が、東方の豪族名家を関中に徙民するよう献策し、高祖がそれを裁可したという記事が載せられている。『漢書』卷一下高帝紀下によれば、徙民が実行されたのは九年十一月のことである。つまり、劉敬が和蕃公主の出嫁を伴う「和親」を行ったのは九年十一月以前のこととなり、高祖十年の陳豨の乱後に、和蕃公主や兄弟約を伴う二度目の「和親」が結ばれたとする匈奴列伝の記述とは符合しないことになる。そこで、匈奴列伝の「是時匈奴以漢將衆往降」以下の記述を、前文の「和親」が結ばれた時の補充説明として解釈すると、高祖期の「和親」は平城の敗戦から韓中の徙民が実行される高祖七年から九年の一度きりということになり、『史記』の記述相互間の矛盾は解消され、『資治通鑑』などの記述ともほぼ一致することになる。しかし、あくまでこれも可能性の一つであり、高祖期の「和親」が果たして何時何度行われたのかという問題については、はっきりと断定することは出来ないのである。

(13) 渡邊英幸「臣律の夏と臣邦」（『東洋史研究』六六、二

〇〇七年、同『古代「中華」觀念の形成』岩波書店、二〇一〇年、所収）は、秦が秦人の女性を降嫁して臣邦と血縁的な結びつきを築くことで、秦の支配に組み込んでいたことを指摘している。漢代の和蕃公主政策もこの流れに沿うものとして捉えることも可能だろう。また、呉元堃・于淑英「西漢与匈奴和親政策述評」（『浙江万里学院学报』二〇〇、二〇〇七年、第六期）は、劉敬の建策を「和親」によって匈奴を「同化」させようとするものであり、先秦期儒家の「夏を用ひて蛮を變ず」の思想が影響していると指摘する。

(14) 日野前掲（註9）論文（三〇八頁）によれば、この仮制公主の出嫁は、その後も唐代に至るまで、和蕃公主の慣例として代々の王朝に受け継がれていとされる。

(15) 匈奴が書翰を送ってきた時期や状況については明らかでないが、『漢書』匈奴伝に、同様の記事を載せて「高后大怒、呂丞相平及樊噲・季布等、議斬其使者、發兵而擊之」とあり、ここから、陳平が丞相に就任した恵帝六年（前一八九年）以降、樊噲が死去する恵帝六年六月以前のことであったのではないかと考えられる。『西漢年紀』もこの「和親」を恵帝六年のこととしている。

(16) 匈奴に「和親」を破棄する意図が果たしてあったのかということも問題となる。劉戈・郭平梁「漢匈「和親」的本来面目是什麼？」（『河北学刊』二五、二〇〇五年、第五期）は、冒頓单于が呂后に送った国書を漢側は匈奴の侮辱

と捉えたが、冒頓は漢朝の和親の形式、つまりは親族関係の上下秩序を築くことを利用し、呂后を妻にすることで漢朝を貶めようとしたのではないかと推測している。劉・郭の見解とは少し異なるが、匈奴が親族秩序を利用しようとしていたと仮定すれば、匈奴が漢を姻族として匈奴の連合体の中に包摂しようとしていたと推測することも可能ではないだろうか。沢田勲『匈奴 古代遊牧国家の興亡』（東方書店、一九九六年）によれば、匈奴とは諸部族からなる連合体であり、部族長間には密接な婚姻関係が存在していたと言う。

(17) 谷秀樹「前漢代兄弟国関係考」(『立命館史学』一七、一九九六年、四七頁)は、擬制親族関係が、正真の親族関係に比肩する程の強固な結合力を持つていると、少なくとも漢側には理解されていたことを指摘する。

(18) 次に即位した軍臣单于に対しても、代替わりの「和親」は行われているが、公主の出嫁は行われていない。これは軍臣单于がすぐ様「和親」を破り、漢と匈奴との関係が緊張状態に陥ったことや、父の寡婦を息子が娶るといふ匈奴独特の風俗から再度の出嫁を必要としなかったことに因るとも考えられるが、これらはいくまで推測に過ぎず、和蕃公主が如何なる場合に出嫁され、如何なる場合には出嫁されないのかという問題については、現在の史料状況からは明確に判断することが出来ないのである。ちなみに谷前掲(註17)論文はこの問題について、皇帝一代につき一

回公主を降嫁することが定例化しており、公主の降嫁は「貢納関係」の一部であり、その一方で中国側の意図するプロットに従って遂行されるものであったと指摘する。

(19) 堀前掲(註10)著書(一四頁)は、匈奴列伝の陳豨の乱を平定しに向かった樊噲が、優勢でありながら塞を出ることがなかったという記述を挙げて、高祖期の「和親」において国境の画定とその不可侵が約されていたのではないかと推察している。

(20) 『史記』卷一百十匈奴列伝では「軍臣单于立四歳、匈奴絶和親」とあるが、これは景帝の即位年代などとも齟齬する為、『漢書』の記述の方に従った。

(21) 『漢書』卷五景帝紀二年条に「秋、與匈奴和親。」とあるが、これは『史記』には無い記述であり、前年に「和親」が結ばれて以降、匈奴による侵寇があったという記録も無く、それが如何なる状況で結ばれたのかは不明である。景帝元年と二年とに二度「和親」が結ばれたという訳ではなく、元年に始まった和親交渉が翌二年に終結したと考えることも出来るだろう。

(22) 高祖の頃にはない「通關市」という項目が「故約」の中に含まれているが、『漢書』匈奴伝賛に「逮至孝文、與通關市、妻以漢女、增厚其賂、歲以千金……」とあり、関市を開いて通商を行うことが、文帝の頃から行われていたことが窺える。

(23) 韓長孺列伝と同様の記事が『資治通鑑』建元六年条に

見える。

(24) これにより、文帝までの退嬰策を打破して攻勢的な積極策に転換することになるが、この政策転換については諸々の見解がある。宮崎市定『中国史 上』（岩波書店、一九七七年、一七九頁）によれば、対匈奴戦争は戦争による経済効果とそれによる失業者の救済を目的としたものであり、また、阿部幸信「対匈奴関係からみた漢朝支配体制の推移と確立」（『歴史学研究』八〇七号、二〇〇五年、三六頁）によれば、対匈奴戦争の募兵は黄河の決壊によって発生した大量の流民層の生活を支える為の社会事業であったと言う。

(25) 結果論としてはそうであるが、漢が関市での通商を容認していたように、漢側に匈奴との和平を完全に放棄しようとする意志があったとは考え難い。馬邑の役で思わぬ失敗を喫した漢は、その後の匈奴への対応については未だ決め兼ねていたのではないだろうか。漢が四將軍を派遣して匈奴を攻撃したのが馬邑の役から五年後（『漢書』卷六武帝紀では四年後とする）のことであり、それも匈奴の侵寇を受けてのことであった。

(26) 坂本前掲（註2）論文、八頁。

(27) 堀前掲（註10）著書、二〇—二二頁。

(28) 細君の出嫁は『漢書』では「元封年間」とのみ記述さされているが、藤野論文A・Bなどの幾つかの先行研究では、その年代を元封六年（前一〇五年）と特定している。

確かに『資治通鑑』では細君の出嫁を元封六年の条に書いてあるが、その記事にはあまりに多くの内容が含まれており、そこに書かれた全てのことが、元封六年の一年間で起こったとは考え難い。これについて、呉子輝・顧一平「細君出塞及其生卒年代考弁」（『揚州文学』二〇〇四年、第一期、三九頁）は元封六年という時期は細君が改めて昆莫の孫・岑陬（岑娶に同じ。官名）の妻となった時期を示すものではないかと推察している。細君の出嫁年代を特定する記事はないが、『史記』卷一百十匈奴列伝に「漢使楊信於匈奴。是時漢東拔穢貉・朝鮮以為郡、而西置酒泉郡以隔絕胡與羌通之路。漢又西通月氏・大夏、又以公主妻烏孫王、以分匈奴西方之援國。」とあり、楊信が使者として匈奴に派遣された頃に、細君の出嫁が行われていたことが窺える。楊信が匈奴に派遣された時期については、『資治通鑑』では元封四年としているが、『史記』『漢書』には記録が無い。ただ、楊信の帰国後、匈奴から派遣された使者が長安において病死したという記事が『漢書』卷六武帝紀の元封四年秋の条に見えることから、楊信が匈奴に派遣されたのは少なくとも元封四年秋以前のことであったと考えられる。つまり、和蕃公主細君が烏孫に出嫁されたのもそれ以前のことであったと考えられるのである。

(29) 細君同様、解憂の出嫁時期についても記録はないが、『漢書』卷六西域伝に、宣帝が和蕃公主相夫の出嫁を諮った際の蕭望之の言葉を載せて「烏孫持兩端、難約結。」

前公主在烏孫四十餘年、恩愛不親密、邊竟未得安、此已事之驗也。」とある。この「前公主」とは解憂のことを指しており、これによれば神爵二年（前六〇年）の時点で、解憂が烏孫に在ること「四十餘年」である。つまり、解憂は少なくとも四十一年前の太初四年（前一〇一年）には和蕃公主として烏孫の地に出嫁されていたのではないだろうか。藤野論文A・Bなどの幾つかの先行研究では、解憂の出嫁を元封年間のこととしているが、元封六年を和蕃公主細君が新たに岑陬に嫁いだ時期であったと理解するならば、細君が岑陬との子を生み、死亡し、そして新たな和蕃公主が立てられ、烏孫に出嫁される、という全てのこと元封六年の一年間に行われたとは考え難い。以上を総合するに、和蕃公主解憂が烏孫に出嫁されたのは、少なくとも太初年間のことであったのではないかと考えられる。

(30) 細君の父江都王建という人物は元狩二年に罪があつて自殺しており、解憂の祖父楚王戊は呉楚七国の乱の主犯格であつた。このように、宗室の中でも罪を受け、弱い立場にある家から和蕃公主が輩出されていたことが窺える。

(31) 藤野論文B、三頁。堀前掲（註10）著書、一八頁。

(32) 吉開将人「印からみた南越世界―嶺南古璽印考―」『東洋文化研究所紀要』一三六・一三七・一三八、一九九八・一九九九・二〇〇〇年）は、近年の出土遺物等の研究から、南越が周辺諸国に印を賜与して外臣とし、漢と同様の国際関係を展開していたことを指摘しており、平勢隆郎

『越』の正統と天下観」（『史記の『正統』』講談社、二〇〇七年、四八―一五頁）は、南越が独自の正統性と天下観を以て漢と対峙していたことを指摘している。

(33) 堀敏一（『近代以前の東アジア世界』、『歴史学研究』二七七号、一九六三年、同『律令制と東アジア世界』汲古書院、一九九四年所収、同『中国と古代東アジア世界』岩波書店、一九九三年、同『東アジア世界の形成』汲古書院、二〇〇六年）は、「羈縻」を間接的な異民族統治の方式であるとし、その中には冊封や外臣など様々なレベルの統治のあり方が含まれると主張する。しかし、『史記』『漢書』を外観する限り、『史記』卷十二武帝本紀「天子益忘厭方士之怪迂語矣、然終羈縻弗絶、冀遇其真。」や『漢書』卷九十六上西域伝上康居国条「漢為其新通、重致遠人、終羈縻而未絶。」のように、「羈縻」とは完全に関係を絶たずに曖昧な関係を保っておくことであつたと考えられる。また、『漢書』卷七十八蕭望之傳に「外夷稽首稱藩、中国讓而不臣、此則羈縻之誼、謙亨之福也。」とあつて、蛮夷と君主関係という具体的な関係を築かないことを「羈縻」と呼んでいる。これらの例からも、「羈縻」とは、「和親」等の具体的な関係を結ぶ行為ではなく、関係を絶やさない程度に距離を保っておくほどの意味であつたのではないかと考えられる。

(34) これについて西嶋定生（『秦漢帝国』講談社、一九九七年、三三九頁）は、匈奴の投降は漢にとってこの上ない

慶事であり、霍氏勢力を一掃して親政を布いた宣帝の徳政を示すものとして重宝されたのではないかとしている。このように、漢と周辺諸国との関係は、単に両者の勢力関係だけに留まらず、国内の政治状況も如実に反映されていたと考えるべきであろう。また、「称臣不名」を如何に捉えるかという問題については、栗原朋信『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年）、尾形勇（『漢唐間の『殊礼』について』、『山梨大学教育学部研究報告』二四、一九七三年、同『中国古代の「家」と国家―皇帝支配下の秩序構造』岩波書店、一九七九年）、岡安勇（『中国古代における「客礼」の礼遇形式』、『東方学』七四、一九八七年、同「匈奴呼韓邪单于の対漢「称臣」年代について』、『東方学』八〇、一九九〇年）、好並隆司（『光武帝と匈奴―後漢王朝に臣従した单于』、『史学研究』二三七、二〇〇二年、同『前漢政治史研究』山本出版、二〇〇四年、所収）らに議論のある所である。

(35) 鶴間和幸『中国の歴史2』（講談社、二〇〇四年）二八四頁。

(36) 山田勝久「王昭君に於ける史実と虚構性の系譜について」（『北海道教育大学語学文学会』二七、一九八九年）四一頁。

(37) 藤野論文A、一二八頁表G、坂本前掲（註2）論文、三頁第一表。

(38) 日野前掲（註9）論文（三〇九頁）、長澤恵「中国古

代の和蕃公主について」（『海南史学』二二一号、一九八三年、二六頁）などの先行研究では、唐の肅宗の時まで真制公主の降嫁はなかったものとしている。

(39) 中国古代において女性、しかも母ではなく娘である和蕃公主に人質の効果があったかは疑問の残る所である。ちなみに中国古代の人質については、小倉芳彦「中国古代の質―その機能の変化を中心として」（『歴史学研究』二六六、一九六二年、同『中国古代政治思想研究』青木書店、一九七〇年、所収）や、田村和親「葆宮の機能―戦士の家族保証の形態―」（『二松学舎大学論集』三八号、一九九五年）、佐々木研太「戦国時代の「質」の機能―『戦国策』所見の「空質」の解釈を媒介として―」（『史潮』四三号、一九九八年）などの研究が挙げられ、これらは現代通用している意味での「人質」と古代の「質」との性格の違いを指摘している。

(40) 渡邊前掲（註13）論文は、秦女の降嫁によって構築される秦と臣邦との結合は本質的には一代限りのものであったことを指摘しており、阿部幸信「前漢時代における内外観の変遷―印制の視点から―」（『中国史学』一八、二〇〇八年）は、「外臣」にせよ「内臣」にせよ、その君臣関係は皇帝と被任命者との個人的な関係であったことを指摘している。中国古代においては政治的な関係の全てが、皇帝個人との関係の中で処理されていたのであろう。

(41) 中国古代の「約」については、増淵龍夫「戦国秦漢時

代における集団の『約』について」（『東方学論集』三、一九五五年、同『中国古代の社会と国家―秦漢帝国成立過程の社会的研究』弘文堂、一九六〇年、所収）に優れた研究があり、「約」の概念自体に関わる研究としては、寺田浩明「明清法秩序における「約」の性格」（溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考えられる4 社会と国家』東京大学出版、一九九四年）が挙げられる。また、宣帝期以降の漢と匈奴との「約」については、栗原前掲（註33）著書が多くの知見を示してくれる。しかし、筆者の興味は、漢初の漢と匈奴のように、共通の「法」や上位体（漢と匈奴とは同じく天を信仰していたが、「和親」の際に天に盟することはなかった）を持たない対等間の約が如何にして保証されるかであり、これは「和親」を理解するうえで重要な問題であると言えよう。

（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）